

Go To 商店街事業
年末年始の取扱いに関するよくあるお問い合わせ（12月25日時点）

全般

1 停止期間に実施予定の「集客を伴う商店街イベント等」は全て停止しなければならないのでしょうか。

本対応は、第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。」との提言を受け、年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として実施するものです。

そのため、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等は全て停止することと致します。

2 停止期間はいつですか。また、延長の予定はあるのでしょうか。

令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの期間となります。なお、令和3年1月12日（火）以降については、現時点、延長の予定はございませんが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、延長の可能性がございます。

3 「集客を伴う商店街イベント等」は具体的に何を指すのでしょうか。

一般的に、イベント等を実施することにより、外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等を指します。抽選会、謎解きイベント、スタンプラリー等のほか、イルミネーション等の外出を促す事業は、「集客を伴う商店街イベント等」に該当し、停止期間においては、実施できないこととなります。

実施する事業が「集客を伴う商店街イベント等」に該当するか否かについては、個別に事務局までお問い合わせください。

4 オンライン上のイベントは、停止の対象でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、停止の必要はございません。

5 商材開発やプロモーションは、停止の対象でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、停止の必要はありません。ただし、商材開発が停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」と切り離せない事業である場合、プロモーションが停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」の告知をするものである場合、停止する必要があります。

6 停止期間を跨ぐイベント等はどのような取扱いとなるのでしょうか。

停止期間に実施する「集客を伴う商店街イベント等」については、停止する必要があります。その他の期間に実施する「集客を伴う商店街イベント等」は実施が可能です。

7 令和3年1月12日（火）以降に「集客を伴う商店街イベント等」を実施する場合、停止期間にその準備（発注等）を進めても良いでしょうか。

問題ございません。

応募済みの案件について

1 既に応募しているのですか、どのような取扱いとなるのでしょうか。

順次、審査を実施しており、その結果採択水準に達した場合、採択させていただきます。

ただし、応募した事業内容が停止期間における「集客を伴う商店街イベント等」を含む場合、計画変更（事業内容の変更、延期・中止）することを条件として採択することと致します。

2 既に応募しているのですか、取り下げし、事業実施期間を見直した上、再申請することは可能ですでしょうか。

本事業の応募については、12月24日（木）をもって受付を終了させていただきました。採択された場合、事務局との契約締結後、事務局へ計画変更申請をし、その承認が得られれば、事業実施期間の変更が可能です。

採択済みの案件について（手続き）

1 「集客を伴う商店街イベント等」の停止に関してどのような手続きが生じるでしょうか。

詳細については、事務局より全事業者あて個別に連絡させていただきます。

主な手続きは次のとおりです。

- ①停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、事業者へ意向確認
- ②事業者のご意向を踏まえ、事業の方向性（事業の延期・中止等）を決定
- ③必要に応じ、事務局へ計画変更の申請
- ④新たな事業の方向性に基づき、事業を実施
- ⑤事務局へ実績報告書を提出し、事務局より精算

2 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、停止期間外に延期することは可能でしょうか。

事務局へ計画変更申請をし、その承認が得られれば、事業実施期間の変更が可能です。ただし、変更が可能な日は、令和3年2月14日までとなります。

3 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、オンライン上のイベントへ変更することは可能でしょうか。

事務局へ計画変更申請をし、その承認が得られれば、事業実施期間の変更が可能です。

4 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、事業内容を見直すことにより、事業に要する費用が増加します。契約上限額以上の経費は支払ってもらえるのでしょうか。

契約条件に則り、契約上限額以上のお支払いはできません。

5 計画変更申請はいつまでに事務局へ提出する必要がありますか。

事業実施予定時期までに、事務局へ計画変更申請し、その承認を得る必要があります。事業内容の変更が決定次第、速やかに計画変更のご申請をお願いします。

採択済みの案件について（停止する事業の取扱い）

- 1 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、すでに発注し、準備を進めております。どのように取り扱えばよろしいでしょうか。

事務局より事業の方向性（事業の延期・中止 等）を決定させていただきます。その後、準備のための発注等については、キャンセル等を行っていただくことになります。詳細については、事務局より各事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

- 2 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、すでに発注し、発注先へ支払いが完了しております。その経費についてはお支払いしてもらえるのでしょうか。

停止した事業の準備等のために要した費用については、一定のルールに基づいて、お支払い致します。詳細については、事務局より各事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

以上